

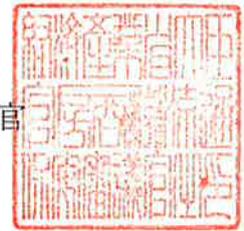
# 経 済 産 業 省

20141217商局第1号

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いを次のように定める。

平成26年12月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いを別紙のとおり制定する。

## 附 則

1. この規程は、平成27年1月1日から施行する。
2. 「緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて」（平成09・03・27立局第3号）は、廃止する。

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて

## 1. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

- (1) 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）、自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（以下「ガス発生器」とい。）又は消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）に限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）であって、その輸入をしようとする者（以下「輸入者」という。）が、自ら高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したもの。
- (2) 商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供さないもの又は個人用貨物」という。）。

## 2. 通関の際の取扱い

- (1) 税関においては、緩衝装置、ガス発生器又は消火器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。

緩衝装置、ガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料の例として、確認証明書（緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第1）、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第2）又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第3）。以下「確認証明書」という。）を示すので、適宜活用されたい。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求め、規格適合マークの確認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれている等の理由により現物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。

なお、緩衝装置、ガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のもの、若しくは販売の用に供さないもの又は個人用貨物は確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。

- (2) 緩衝装置、ガス発生器又は消火器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合及び都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲に疑義が生じた場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事と協議願いたい。

(参考様式第1)

緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目		適用除外要件	判定
用途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	
ガス名		不活性ガス又は圧縮空気	
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	
設計圧力での安全性確認			
再充填構造		再充填できない構造	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第1項に定められた基準に適合していることを確認致します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) 印 (同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(参考様式第2)

自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入するガス発生器の概要	適用除外要件	判定
充填ガス名		(イ) 可燃性ガス (アセチレン、エチレン及び水素を除く。) 中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ) 酸素中の可燃性ガス (アセチレン、エチレン及び水素を除く。) の容量が全容量の4%未満。 (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ) 一般高圧ガス保安規則第2条第二項に規定される毒性ガスではない。	
充填圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造	
容器の設計圧力 (破裂版の破裂圧力)			
作動圧力			
再充填構造		再充填できない構造	
容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していること。	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条 (検査を要しない輸入高圧ガス) 第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) ①「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充填ガス名の適用除外要件は (イ) ~ (ホ) をすべて満たすこと。

③自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

(参考様式第3)

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用途		自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）	
充填ガス名		不活性ガス	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>（確認年月日）</p> <p>（輸入者の氏名又は名称）</p> <p>（同住所、電話番号）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。